

立川ひと涼みスポット
暑さや疲れを感じた場合に、立ち寄ってひと涼みできるスポット。市の施設や市内事業者の協力のもと、市内各所に開設している。令和8年は6月1日から9月30日までの期間で実施しており、ひと涼みスポットの場所を記載した立川ひと涼みスポットマップを市の施設で配布しているほか、市ホームページ上ではひと涼みスポットデジタルマップとあわせて公開している。

国民の権利や自由を守る日本国憲法
規定を踏まえた市政運営を



問
戦前、侵略戦争に駆り立てられたことで、国内外で多くの尊い命が奪われました。こうした痛苦の経験を活かして制定されたのが日本国憲法です。憲法とは国民の権利や自由を守るために国家権力を縛るルールを定めたものと考えますが、市長はどのようにお考えですか。また、日本国憲法には市政において尊重すべき規定がたくさんあります。こうした憲法の規定を踏まえた市政運営が求められていると考えますが、市の見解をお聞かせください。

答
国民をある程度縛るものである一般の法律に対し、国民の権利や自由を不当に侵害することが無いように国家権力を縛る役割を果たしているものが憲法であり、これが憲法と一般の法律との大きな違いであると考えます。市政運営にあたり、日本国憲法の規定は当然守るべきものであり、本市が掲げている市民に寄り添う優しい社会環境をつくるためにも、常に日本国憲法を意識して業務にあたるべきものと認識しています。

一般質問項目
①日本国憲法を踏まえた市政運営について
②生活に困っている人への支援について
③孤独死を無くす取り組みの強化について

涼しいまち立川の実現
市民を酷暑から守る取り組みを



問
近年の猛暑の常態化に伴い、熱中症対策が重要な行政課題となっている中、涼しいまち立川をぜひ実現して欲しいと思います。昨年度と同様、**立川ひと涼みスポット**は222カ所、実施期間と立川ひと涼みスポットマップの配布期間は6月16日から9月30日頃までの予定でしょうか。また、本市の子ども達の安全確保に向けた環境整備の取り組みについても評価をしていますが、市内小中学校のミストシャワーの設置の状況はどうなっていますか。

答
立川ひと涼みスポットは、今年度より新たにご協力いただける民間施設等があり、229カ所に増える予定です。実施期間とマップの配布期間について、今年度は6月1日からの開始を考えています。市内小中学校のミストシャワーの設置状況については、昨年8月時点では28校中21校に設置しておりました。今年度は市内小中学校全校の昇降口にミストシャワーを設置するための当初予算を確保しており、設置に向けた作業を進めています。

一般質問項目
①酷暑対策
②多文化共生
③災害時の動物保護

政務活動費収支報告
【令和7年4月～令和8年3月】

		単位（円）					
会派または議員名		公明党	日本共産党	立憲ネット 緑たちかわ	たちかわ自民 党・安進会	中山 ひと美	大石 ふみお
議員数		7	5	5	3	1	1
交付額 ※1		4,200,000	3,000,000	3,000,000	※2 300,000	600,000	600,000
支出額	調査研究費	639,062	0	169,750	0	920	0
	研 修 費	18,306	108,314	72,385	0	0	0
	広 報 費	558,644	2,792,020	1,775,359	274,081	511,800	0
	広 聴 費	106,193	0	58,729	3,940	0	0
	資料作成費	0	0	0	0	0	0
	資料購入費	93,185	0	91,088	0	0	0
	事 務 費	576,415	92,147	157,377	14,038	35,653	10,253
	支出合計	1,991,805	2,992,481	2,324,688	292,059	548,373	10,253
返還額		2,208,195	7,519	675,312	7,941	51,627	589,747

会派または議員名		頭山 太郎	江口 元気	糸川 敏男	いしとび かおり	高畠 奈美
議員数		1	1	1	1	1
交付額 ※1		※3 500,000	600,000	600,000	600,000	※3 500,000
支出額	調査研究費	0	2,660	0	0	0
	研 修 費	0	342,280	0	0	0
	広 報 費	500,000	0	0	594,294	398,475
	広 聴 費	0	13,270	45,512	0	14,688
	資料作成費	0	0	0	0	0
	資料購入費	0	0	0	0	3,539
	事 務 費	0	39,262	0	10,253	4,242
	支出合計	500,000	397,472	45,512	604,547	420,944
返還額		0	202,528	554,488	0	79,056

※1 交付額：月額50,000円×12か月×議員数
※2 5月に1名が辞職するとともに会派解散届出書が提出されたため、100,000円（2ヶ月分）×3名の計算となる
※3 令和7年6月から令和8年3月までの10ヵ月分

政務活動費とは

議員の調査研究などの活動に必要な経費の一部として交付されるものです。本市では、地方自治法の規定に基づいて、立川市議会政務活動費交付条例を定めており、全ての支出に領収書等の添付（1円から）を義務付けています。（領収書が出ない公共交通機関利用を除く）
※政務活動費収支実績は市政情報コーナー（市役所3階）及び立川市議会ホームページで公開しています。なお令和7年度分については、後日公開予定です。

政務活動費の使途として
「認められないもの」

- ・政党本来の活動に属する経費
党費や党大会賛助金、党大会参加のための旅費等
- ・交際費的な経費
- ・飲食に要する経費
飲食代（宿泊に伴うもの、茶菓子代を除く）等
- ・レクリエーション等の経費
- ・選挙活動に伴う経費
- ・その他議員個人の私費的経費